

## 布川事件の再審無罪判決に対する会長声明

1967年8月に茨城県北相馬郡利根町布川で発生した強盗殺人事件（いわゆる布川事件）について、無実であるにもかかわらず犯人とされ無期懲役の有罪判決を受けていた櫻井昌司、杉山卓男両氏に対して、水戸地方裁判所土浦支部（神田大助裁判長）は、本日、再審無罪判決を言い渡した。

当会は、1967年10月の逮捕以来、1970年の1審判決、1978年の上告棄却による確定を経て1996年に仮出獄されるまで29年もの長きにわたって身体拘束を受け、今日まで43年余りにわたって無実を訴え続けてきた両氏、そして両氏を物心両面で支援してきた多くの市民の真心に対し、心より敬意を表し、弁護団とこれを支援してきた日本弁護士連合会に対しても敬意を表するものである。

そもそも布川事件の有罪判決は、両氏と事件とを結びつける物的証拠が全くない中で、両氏の自白と曖昧な目撃証言によって構成されていたもので、それ自体、極めて脆弱なものであった。両氏をはじめとする多くの人々の努力によって実現した再審においては、取調べテープには編集の痕跡があったり、杉山氏とは異なる者を見たとする目撃者の供述調書や、現場には両氏とも被害者とも異なる毛髪が遺留されていたとする鑑定書、さらには自白とは異なる殺害態様を示す死体検案書が警察・検察によって隠されていたりしていたことが明らかとなった。

本件は、糾問的な自白偏重捜査とそれを追認する裁判が招いた、典型的なえん罪事件である。のみならず、多数の開示証拠によって両氏の無実が明らかになったことからすれば、そもそも検察官は起訴自体すべきではなかった事案といえる。

本件においては、わが国における比較法的に異常に長い勾留期間、えん罪の温床となる代用監獄を利用した人質司法、自白偏重捜査の問題点と、取調べの全面可視化・全面的証拠開示の重要性が如実に示されている。

そして、当会は、検察官に対しては本件判決を真摯に受け止め、控訴を断念することを強く求めるとともに、政府・国会に対し、本件の教訓を歴史に刻み、本件のようなえん罪を根絶させるために捜査・公判制度を抜本的に改革することを求めるものである。

2011年5月24日

千葉県弁護士会

会長 木村 龍

